

○財務省、厚生労働省、
農林水産省、経済産業省、
環境省、告示第二号

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成七年法律第百二十二号）第十一条第二項第二号イの規定に基づき、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第十一条第二項第二号イに規定する主務大臣が定める比率（平成八年大蔵省、厚生省、通商産業省、告示第四号）の一部を次のように改正し、令和六年四月一日から適用する。

令和六年三月二十九日

財務大臣	鈴木 俊一
厚生労働大臣	武見 敬三
農林水産大臣	坂本 哲志
経済産業大臣	齋藤 健
環境大臣	伊藤信太郎

規則第四条第六号に規定する分 別基準適合物	規則第四条第五号に規定する分 別基準適合物	規則第四条第四号に規定する分 別基準適合物	規則別表第二の三の項の下欄の 二に掲げる業種	一〇〇分の〇・〇七
			規則別表第二の三の項の下欄の ホに掲げる業種	一〇〇分の〇・七三
			規則別表第二の三の項の下欄の ヘに掲げる業種	一〇〇分の〇・〇五
			規則別表第二の四の項の下欄の イに掲げる業種	一〇〇分の三八・四二
			規則別表第二の四の項の下欄の ロに掲げる業種	一〇〇分の七・五二
			規則別表第二の四の項の下欄の ハに掲げる業種	一〇〇分の二・〇六
			規則別表第二の四の項の下欄の ニに掲げる業種	一〇〇分の一・四五
			規則別表第二の四の項の下欄の ホに掲げる業種	一〇〇分の二・四〇
			規則別表第二の四の項の下欄の ヘに掲げる業種	一〇〇分の一・八七
			規則別表第二の四の項の下欄の トに掲げる業種	一〇〇分の一・七三
			規則別表第二の四の項の下欄の チに掲げる業種	一〇〇分の三三・五五
			[略]	[略]
			規則別表第二の五の項の下欄の ロに掲げる業種	一〇〇分の九四・七八
規則別表第二の五の項の下欄の ハに掲げる業種	一〇〇分の一・七三			
規則別表第二の六の項の下欄の イに掲げる業種	一〇〇分の一・八七			
規則別表第二の六の項の下欄の ロに掲げる業種	一〇〇分の六・〇〇			

規則第四条第六号に規定する分 別基準適合物	規則第四条第五号に規定する分 別基準適合物	規則第四条第四号に規定する分 別基準適合物	規則別表第二の三の項の下欄の 二に掲げる業種	一〇〇分の〇・〇三
			規則別表第二の三の項の下欄の ホに掲げる業種	一〇〇分の〇・四五
			規則別表第二の三の項の下欄の ヘに掲げる業種	一〇〇分の〇・一三
			規則別表第二の四の項の下欄の イに掲げる業種	一〇〇分の四〇・二九
			規則別表第二の四の項の下欄の ロに掲げる業種	一〇〇分の八・二四
			規則別表第二の四の項の下欄の ハに掲げる業種	一〇〇分の二・一八
			規則別表第二の四の項の下欄の ニに掲げる業種	一〇〇分の一・七二
			規則別表第二の四の項の下欄の ホに掲げる業種	一〇〇分の二・二三
			規則別表第二の四の項の下欄の ヘに掲げる業種	一〇〇分の二・〇五
			規則別表第二の四の項の下欄の トに掲げる業種	一〇〇分の一・五四
			規則別表第二の四の項の下欄の チに掲げる業種	一〇〇分の三一・七五
			[略]	[略]
			規則別表第二の五の項の下欄の ロに掲げる業種	一〇〇分の九四・七七
規則別表第二の五の項の下欄の ハに掲げる業種	一〇〇分の一・七四			
規則別表第二の六の項の下欄の イに掲げる業種	一〇〇分の一・九三			
規則別表第二の六の項の下欄の ロに掲げる業種	一〇〇分の六・二九			

備考
表中の「」は注記である。

規則別表第二の六の項の下欄の ハに掲げる業種	一〇〇分の〇・二一
規則別表第二の六の項の下欄の ニに掲げる業種	一〇〇分の七・八四
規則別表第二の六の項の下欄の ホに掲げる業種	一〇〇分の一・九〇
規則別表第二の六の項の下欄の ヘに掲げる業種	一〇〇分の四・二四
規則別表第二の六の項の下欄の トに掲げる業種	一〇〇分の一四・二一
規則別表第二の六の項の下欄の 子に掲げる業種	一〇〇分の一二・七三

規則別表第二の六の項の下欄の ハに掲げる業種	一〇〇分の〇・一六
規則別表第二の六の項の下欄の ニに掲げる業種	一〇〇分の六・九九
規則別表第二の六の項の下欄の ホに掲げる業種	一〇〇分の一・八六
規則別表第二の六の項の下欄の ヘに掲げる業種	一〇〇分の四・八三
規則別表第二の六の項の下欄の トに掲げる業種	一〇〇分の一一・三六
規則別表第二の六の項の下欄の 子に掲げる業種	一〇〇分の一二・五八